

神戸大学学術・社会共創株式基金要項

(設置)

第1条 神戸大学現物資産寄附活用基金の下に、学術・社会共創を目的として寄附された株式及びその配当金等を原資とする神戸大学学術・社会共創株式基金（以下「学術・社会共創株式基金」という。）を置く。

(資金)

第2条 この基金は、神戸大学現物資産寄附活用基金に寄附のあった株式のうち、寄附者が学術・社会共創株式基金への寄附を指定した株式及びその配当金等をもって充てる。

(目的)

第3条 学術・社会共創株式基金は、寄附者の意向に沿って、学長のリーダーシップの下、国立大学法人神戸大学（以下「神戸大学」という。）における学術研究の振興及び社会共創の推進に資することを目的とする。

(事業)

第4条 学術・社会共創株式基金は、前条の目的を達成するため、学術・社会共創に関する事業その他学術・社会共創株式基金の目的達成に必要な事業の用に供するものとする。

(構成)

第5条 学術・社会共創株式基金は、基本資金及び事業資金により構成する。

2 基本資金は、第2条に規定する株式をもって充て、原則として処分は行わない。

3 前項の規定にかかわらず、処分を行う必要がある場合は、神戸大学現物資産寄附活用基金規程（以下「現物資産寄附活用基金規程」という。）第7条に定める神戸大学現物資産寄附活用基金運営委員会（以下「基金運営委員会」という。）の議を経て、学長が決定する。

4 事業資金は、基本資金から生ずる配当金等をもって充て、前条に定める事業を行う。

(事業年度)

第6条 学術・社会共創株式基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(基金の管理運営)

第7条 学術・社会共創株式基金の管理運営に関する事項を審議するため、神戸大学学術・社会共創株式基金委員会（以下「基金委員会」）を置く。

2 基金委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学術・社会共創株式基金に組み入れた財産及び運用益等の使途に関する事。
 - (2) その他学術・社会共創株式基金の管理及び運営に係る重要事項に関する事。
- 3 基金委員会に委員長を置き、学術・社会共創機構長をもって充てる。
- 4 基金委員会委員は、次に掲げる者をもって充てる。
- (1) 学術・社会共創機構機構長補佐
 - (2) 学術・社会共創機構社会共創部門長
 - (3) 学術・社会共創機構社会共創部門副部門長（社会連携部）
 - (4) 学術研究・社会共創推進部長
 - (5) 学術研究・社会共創推進部社会共創課長
 - (6) その他委員長が必要と認める者
（管理運営費）

第8条 学術・社会共創株式基金の管理運営に必要な経費については、事業資金をもって充てることができる。

- 2 前項の経費については、毎年度、その予算及び決算について、基金委員会の議を経て、基金運営委員会に報告するものとする。
（議決権の行使）

第9条 第2条に規定する株式が議決権を有するものである場合は、神戸大学は、原則として当該議決権を行使しないものとする。ただし、当該議決権を行使しないことにより、当該株式を発行する企業の経営に著しい影響を与えるおそれが生じたときは、神戸大学は、当該議決権を行使することができる。
（学術・社会共創株式基金の取扱い等）

第10条 この要項に定めるもののほか、学術・社会共創株式基金の取扱いについては、国立大学法人神戸大学株式等取扱規則及び現物資産寄附活用基金規程によるものとする。
（事務）

第11条 学術・社会共創株式基金に関する事務は、企画部卒業生・基金課及び財務部財務戦略課の協力を得て学術研究・社会共創推進部社会共創課において行う。
（雑則）

第12条 この要項に定めるもののほか、学術・社会共創株式基金に関し必要な事項は、基金委員会が別に定める。

附 則（令和8年5月29日）

この要項は、令和8年6月1日から施行する。